

平成 28 年第 1 回定例会_3 月 4 日

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前 10 時 00 分）

日程第 1． 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1． 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 9 番 赤嶺雅和議員、11 番 宮城寛諄議員を指名します。

日程第 2． 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第 2． 議長諸般の報告を行います。来週月曜日の 3 月 7 日は、全議員による現場調査を予定しておりますので決議第 1 号 議員派遣の件についてを後刻議題とします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第 3． 議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 3． 議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算
平成 28 年度南風原町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54 億 6,528 万 5,000 円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。（一時借入金）第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は、25 億円と定める。（歳出予算の流用）第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算

について、概要をご説明いたします。2 ページでございます。第 1 表差に差し予算について。平成 28 年度の予算総額は、54 億 6,528 万 5,000 円で、前年度比 2 億 9,56 万 4,000 円（5 パーセント）の減となっております。歳出の療養給付費の伸びが 2 年連続で鈍化する見込みにより予算規模が縮小されております。また、歳入不足額を確保するために、一般被保険者国民健康保険税に歳入歳出不足調整額として 4 億 5,068 万 8,000 円を計上しております。

それでは、歳入について説明いたします。9 ページをお願いします。1 款の国民健康保険税は、平成 27 年 10 月末時点の調定額に各節の前年度実績の収納率を乗じて積算しております。1 款 1 項 1 目。一般被保険者国民健康保険税 2 億 5,887 万 1,000 円の減は、1 節。医療給付費分現年課税分 8 億 4,470 万 6,000 円において、被保険者数の減少に伴う調定額の減により保険税 3 億 9,401 万 8,000 円の計上、収納率は 96.9 パーセントで積算しておりますが、この保険税の計上分で 327 万 6,000 円の減、それから歳入歳出不足調整額で 2 億 5,452 万 5,000 円の減、調定額の減による 4 節。医療給付費分滞納繰越分 162 万 2,000 円の減となったことが主な要因であります。2 目。退職被保険者等国民健康保険税 1,235 万 7,000 円の減は、退職医療制度が平成 26 年度末で新規加入が廃止されたことによる被保険者の減による 1 節。退職被保険者等国民健康保険税 709 万 9,000 円減、調定額の減により 2 節。後期高齢者支援金分現年課税分 318 万 5,000 円の減、3 節。介護納付金分現年課税分 169 万 9,000 円の減が主な要因であります。

12 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目。療養給付費等負担金 1 億 165 万 2,000 円の減は、歳出の一般被保険者療養給付費が減となったことによるものです。3 目。特定健康診査等負担金 142 万 2,000 円の減は、基準単価の減によるもので平成 27 年度交付申請額を計上しております。

13 ページ。2 項 2 目。財政調整交付金 1,868 万 3,000 円の増は、1 節。普通調整交付金で歳出の療養給付費等の減による 1,259 万 7,000 円の減はあるものの、2 節。特別調整交付金で保健事業費の増額等により 3,128 万円の増となったことによるものです。5 目。老人保健医療費拠出金財政調整交付金 891 万円の増は、退職被保険者分を除く後期高齢者支援金の増によるものです。

14 ページ。2 目。特定健康診査等負担金は、725 万 8,000 円で平成 27 年度交付申請額を計上しています。142 万 2,000 円の減は、対象基準額の減額によるものです。

15 ページ。5 款 2 項 1 目。財政調整交付金 2,388 万 3,000 円の減は、1 節。普通調整交付金は療養給付費等の減により 2,541 万 3,000 円の減、レセ点検事業費等の増による 2 節。特別調整交付金 153 万円の増によるものです。

16 ページ。6 款 1 項 1 目。療養給付費交付金 3,617 万 9,000 円の減は、歳出 32、33 ページの退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費が減となったことによるものです。2 目。療養給付費交付金（老人医療費拠出金等）4,772 万 6,000 円の減は、退職被保険者数の減少による調整基準額や後期高齢者支援金相当額の減少によるものです。

17 ページ。7 款 1 項 1 目。前期高齢者交付金 8,425 万 1,000 円の増は、平成 27 年度実績値を計上したことによるものです。

18 ページ。8 款 1 項 1 目。高額医療費共同事業交付金は、1 億 9,129 万 3,000 円で沖縄県国保連合会通知により前年度と同額を計上しています。1 件 80 万円を超える医療費に対して 100 分の 59 が交付されます同交付金は、歳出の高額医療費共同事業医療費拠出金（41 ページ）と同額を計上しております。2 目。保険財政共同安定化事業交付金は 13 億 3,347 万 2,000 円で、こちらも沖縄県国保連合会からの通知により前年度と同額を計上しています。平成 27 年度からレセプト対象医療費が 1 件 1 円から 80 万円までの全てに拡大されています。歳出 41 ページの保険財政共同安定化事業拠出金額と同額を計上しております。

20 ページです。10 款 1 項 1 目。一般会計繰入金 7,961 万 5,000 円の増は、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）が軽減額減少による 17 万 2,000 円の減、職員給与費等繰入金が人事異動による職員給料等 867 万 4,000 円増、財政安定化支援事業繰入金が前年度実績額計上による 2,780 万円の増、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）が国保税の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充により 4,331 万 3,000 円の増となったことが要因であります。

26 ページ。12 款 4 項 5 目 1 節。高額療養費貸付金収入 184 万 1,000 円の増は、過去 3 年の平均値で計上しています。歳出 27 ページの高額療養費貸付金と同額を計上しております。

引き続き、歳出について説明いたします。27 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目。一般管理費 1,198 万 3,000 円の増は、産休代替職員等の減による臨時職員賃金 322 万 1,000 円の減はありますが、人事異動に伴う職員給料 663 万 8,000 円、職員手当等 514 万 3,000 円、共済費 192 万 1,000 円、高額療養費貸付金 184 万 1,000 円の増によるものであります。

32 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目。一般被保険者療養給付費 2 億 4,328 万 1,000 円の減は、過去 2 年の医療費の鈍化と平成 28 年度診療報酬のマイナス改定があることから平成 27 年度決算見込額と同額を見込んで計上しております。2 目。退職被保険者等療養給付費 3,443 万円の減は、退職被保険者数が減となっていくことから、平成 27 年度決算見込額に対前年度伸び率マイナス 4.38 パーセントを乗じて計上しております。3 目。一般被保険者療養費 206 万 2,000 円の増は、平成 27 年度決算見込額に対前年度伸び率 11.2 パーセントを乗じて計上しております。

33 ページ。2 項 1 目。一般被保険者高額療養費 3,988 万 7,000 円の減は、平成 27 年決算見込額に対前年度伸び率 2.3 パーセントを乗じて計上しております。こちらでは平成 27 年度当初予算におきまして平成 26 年度の実績値に対して平成 25 年度から平成 26 年度の伸び率を掛けて計上し、さらに平成 27 年度は伸びが大きくなるということで、前年度の当初予算は増額して計上しておりました。今年度におきましては、平成 26 年度から平成 27 年度の実績値の伸びで計上した実績値比較での 2.3 パーセント増という内容でございます。2 目。退職被保険者等高額療養費 901 万 3,000 円の減は、平成 27 年度決算見込額に対前年度伸び率マイナス 9.8 パーセントを乗じて計上しております。

37 ページ。3 款 1 項 1 目。後期高齢者支援金は 3,097 万 7,000 円の増は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく計上で、後期高齢者医療給付費の増等に伴うものです。

38 ページです。4 款 1 項 1 目。前期高齢者納付金 25 万 3,000 円の増は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく計上で、前期高齢者医療給付費の増等に伴うものです。

40 ページ。6 款 1 項 1 目。介護納付金 978 万 1,000 円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく計上で、介護給付費の減等に伴うものでございます。

41 ページ。7 款 1 項 1 目。高額医療費共同事業医療費拠出金は、沖縄県国保連合会からの通知によるもので前年度と同額を計上しております。2 目。保険財政共同安定化事業拠出金も沖縄県国保連合会からの通知による前年度と同額計上となっております。平成 27 年度から拠出対象額の算定方法の見直しに伴って、この保険財政共同安定化事業拠出金は全ての医療費を対象に拡大されております。

42 ページ。8 款 1 項 1 目。特定健康診査等事業費 110 万 3,000 円増は、特定健診の受診率目標値を 56 パーセントに設定し、受診者対象人数の増及び検診料の高い個別検診の比率を上げたことによる委託料 100 万 5,000 円の増が主な要因となっております。以上が、平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 療養給付費が減になると、特に過去 2 年間の医療費伸び率が鈍化と書いてあるのだけれども、そうだったか記憶にないものですから。医療費は伸びているけれども、そんなに伸びていないということのようなのでそれはそれで良いことではあるのですが、なぜそうなったのか皆さん方は掴んでおられますか。

それから、ほとんどがマイナスなのですよね。診療報酬がマイナス改定だからと、これが理由なのか。先ほどの医療費の鈍化が理由なのか。医療費の鈍化ということであれば、なぜそうなったのか皆さん方が予防の施策を講じてそうになっているのであればそれはそれで結構なことで、そのへんは何か掴んでいますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。全国的な状況でございますが、平成 26 年度の国保医療費は前年度比 0.4 パーセントの増ということで、その前の年は 1.2 パーセント増でしたが平成 26 年度は対前年度比で 0.4 パーセントと鈍化してきたということです。これの要因は、被保数の減が一番大きな影響だと、国保加入者の減少ですね。これが一番大きな要因だと国保中央会でも分析しています。同じように、本町においても国保の被保数は減

少してきております。本町の平成 26 年度の医療費を見ますと、平成 25 年度の医療費から 5 パーセント総額でマイナスになっております。この要因は、医療費で一番のウエイトを占める入院医療費が 5 パーセント減になっていることです。そして平成 27 年度においても予算編成時点までの実績値は対前年度比でやや少ないか増額程度の動きとなっていることから、今年度の当初予算におきましては平成 27 年度の決算見込額を計上しております。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 よく分からないな。加入者の減とおっしゃっているのですが、南風原町は人口が増えているのでしょうか。国保に加入しなければ全部社会保険でやっているとします。そういうことで減なのか。先ほど入院も 5 パーセントとありましたが、これもやはり加入者の減が影響しているのですか。要するに、病気そのものがどうこうというのではなくて、加入者減が要因だと捉えていいのですか。それから全国的には人口が減っているかも知れないけれども、南風原町は増えてきているのにどうなのだろう。実際、将来的にはそのようになるのかと思うのですけれども、どうですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員おっしゃいますように本町の人口は右肩上がりでございます。しかし、実感はあまりないかも知れませんが、国保中央会の分析におきましては、被保険者の減は少子化と景気の回復ということで被用者保険に流れていったという部分で、これがわれわれ身近な実感として湧くかどうかは別としまして、現実として本町の国保加入者は減ってきておりますのでやはり社会保険加入者のほうが多くなってきているとは言えると思います。

入院医療費の減につきましては、入院にはいろんな形態がございますので平成 26 年度は 1 件当たりの日数などの減少とかそういうものも含めまして 5 パーセントの減。本町の医療費が、平成 27 年度は平成 26 年度と同じような状況に推移してきていますので、今年度の当初予算においては前年度実績見込みで計上となっております。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 分かりました。医療費が減るのであればそれはそれで結構なのですけれども、これまで歳入歳出不足分を入れていましたが、これによると 2 億 5,000 万円あまり調整額を入れていないわけですよ。これで新年度は大丈夫だという見込みであるということでもよろしいのでしょうか。そうすると今年は、国保会計は赤字にならないということでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そうあって欲しいのですが、そもそも歳入の不足額でこの分計上しておりますので、元々赤字となるという部分でございます。それでその不足分を予算の組立て上、歳入のほうで調整額として入れさせていただいております。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 先ほどの入院費が低めになっているというのは、病院の疾病の構造も検討されていますか。

○議長 宮城清政君 国保年金課長。

○国保年金課長 野原 学君 議員ご指摘の疾病ごとについての分析はまだいたしておりません。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 先ほどの答弁ではまだ検討しておりませんとのことでしたが、いつごろ報告できそうですか。

○議長 宮城清政君 国保年金課長。

○国保年金課長 野原 学君 データヘルス事業のなかで分析はできますので、早めにお知らせしたいと思います。時期としては1カ月、2カ月程度いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 入院費のほうで5パーセント減というお話でした。この5パーセントというのは、人数にするとだいたいどれぐらいか分かりますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 1人当たりというようには出していませんが、医療費総額で比較して5パーセントです。この減った分を人数で割れば1人当たりが出ますが、今その数

字は持っておりません。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 例えば、良いことではないのですが大病をして入院をして、そして亡くなったためにその差であるのかどうか。そのへんの分析ができているのかということで質問しました。委員会で確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 1 点だけ。概要 18 ページのなかにレセプト対象医療費と出ているものですから、ここでこの質問をしていいのかどうか分からないのですが、お薬手帳はだいたいの方が無料だと思っていると思うのです。無料ではないですよね。レセプト計算でのお薬手帳の費用は 1 人当たりどれぐらいかかっているのですか。

○議長 宮城清政君 国保年金課長。

○国保年金課長 野原 学君 具体的な金額はまだお調べしておりませんので、委員会のなかで報告したいと思います。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 少額であろうが多額であろうが、皆が無料でもらっている部分に関しては注意しなければいけないと思いますのでぜひ金額のご報告をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 このお薬手帳については、患者本人が医師の指示のもとで処方箋をいただいて薬局へ行って薬をもらってというこれを何件かの病院にかかっている場合はこの方がどういう薬を飲んでいるか知らせるためという目的があります。ただ渡しているのではなくて、しっかり自分の薬を管理するという目的がございます。今後はお薬手帳が活用できるように、われわれもお薬手帳の目的をもっとしっかり広報してまいりたいと思います。確かに議員おっしゃいますように、お薬手帳を 1 冊渡しますが、そのときにいくら費用がかかっているのかは今われわれも持っていませんので、委員会に後日報告いたします。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 病気がいろいろあるとした場合は大事だと思いますけれども、あまり薬が変わらずずっと同じ状態の人たちに毎回、毎回お薬手帳と聞かれたとき、この手帳は費用がかかっていないと錯覚に陥るものですから、病名が同じであれば 1 回だけ取っておけばあとは同じだと思います。必要な方にはもちろんこれは健康管理のために大事だと思いますが、そこのところを調べていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 4. 議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 4. 議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長 国吉真章君 議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 平成 28 年度南風原町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 3,977 万 8,000 円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。(一時借入金) 第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 万円と定める。(歳出予算の流用) 第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める (1) 各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算について概要を説明いたします。まず 2 ページでございます。第 1 表歳入歳出予算について、平成 28 年度の予算総額は、2 億 3,977 万 8,000 円で、前年度に比べ 1,019 万 9,000

円 (4.4 パーセント) の増となっております。同会計の主な内容は、被保険者から徴収しました後期高齢者医療保険料を後期高齢者医療広域連合へ納めるための負担金を計上しております。

歳入について 7 ページよりご説明いたします。7 ページ。1 款 1 項 1 目 1 節。現年分特別徴収保険料は、8,013 万 4,000 円の計上で、平成 27 年度 9 月時点で後期高齢者医療広域連合が算出した町の保険料調定額 (特別徴収と普通徴収の総額) に平成 27 年 10 月時点の町の特別徴収調定率 46.17 パーセントと徴収率 100 パーセントを乗じております。被保険者総数が 91 人 (2,626 人から 2,717 人) 増え、基準所得額等の増により前年度から 298 万 6,000 円の増となっております。次の行に平成 28 年度と平成 27 年度の数値を記入しておりますのでご確認ください。1 款 2 目 1 節。現年分普通徴収保険料は 9,314 万 8,000 円の計上で、平成 27 年 9 月時点で後期高齢者医療広域連合が算出した町の保険料調定額 (特別徴収と普通徴収の総額) に平成 27 年 10 月時点の町の普通徴収調定率 53.83 パーセントと徴収率 99.7 パーセント (過去 3 カ年の平均値) を乗じております。被保険者総数が 91 人増えたことによります基準所得額の増、それから徴収率の増等により前年度から 864 万 8,000 円の増となっております。

9 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目。一般会計繰入金 144 万 4,000 円の減は、後期高齢者保険料保険基盤安定負担金 (保険料軽減分) が軽減額の増により 58 万 6,000 円増はあるものの、給料等の減により事務費繰入金 が 203 万円減になったことによるものです。

引き続き、歳出についてご説明いたします。15 ページ。1 款 1 項 1 目。一般管理費 190 万 6,000 円の減は、人事異動による職員給料等の減によるものです。

17 ページ。2 款 1 項 1 目。後期高齢者医療広域連合納付金 1,222 万円の増は、歳入の 7 ページでご説明しました特別徴収保険料 298 万 6,000 円の増、それから普通徴収保険料の 864 万 8,000 円の増、歳入 9 ページの後期高齢者保険料保険基盤安定負担金 (保険料軽減分) 58 万 6,000 円が増になったことによるものでございます。以上が、平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくご説明いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 5. 議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 5. 議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算 平成 28 年度南風原町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 6,554 万 8,000 円と定める。
2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。(債務負担行為) 第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。(地方債) 第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。(一時借入金) 第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3 億円と定める。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算の概要についてご説明いたします。まず、2 ページから 3 ページにかけての第 1 表歳入歳出予算について、平成 28 年度の予算総額は 7 億 6,554 万 8,000 円で、前年度に比べて 1,654 万 7,000 円 (2.2 パーセント) の増となっております。

4 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為の限度額 2,964 万 6,000 円は、公営企業会計移行支援業務委託料を平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間にかけて公営企業会計移行に向けた委託料の計上となっております。平成 28 年度分については、歳入 20 ページの公営企業会計適用債 980 万円と歳出 22 ページの 13 節. 委託料に計上しております。

続きまして 5 ページ。第 3 表地方債については、公共下水道整備事業に係る下水道整備事業債 (汚水) 5,120 万円、同じく下水道整備事業債 (雨水) 1 億 160 万円、下水道整備事業債 (流域分) 1,710 万円、公営企業会計適用債 980 万円で合計限度額が 1 億 7,970 万円となり、前年度に比べまして 1,440 万円 (8.7 パーセント) の増となっております。

次に、歳入についてです。歳入については、9 ページからとなります。説明に先立ち、前年度と比較しまして増減の少ない項目につきましては、説明を割愛させていただきます。それでは、10 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目. 下水道使用料 1 億 8,582 万 4,000 円で、現年度分が 1 億 8,454 万 7,000 円、滞納繰越分 127 万 7,000 円で、前年度より 731 万円 (4.1 パーセント) の増を見込んでおります。

12 ページです。浸水対策下水道事業にかかる国庫補助金 1 億 5,000 万円で、前年度より 1,500 万円 (11.1 パーセント) の増でございます。

13 ページです。県支出金は、沖縄振興公共投資交付金における未普及解消事業 (汚水) 7,400 万円で、前年度より 1,800 万円 (19.6 パーセント) の減となっております。

14 ページです。繰入金 1 億 6,585 万 2,000 円は、前年度より 750 万 7,000 円（4.3 パーセント）の減となっています。

18 ページです。貸付金元利収入 90 万 8,000 円は、前年度より 65 万 6,000 円（41.9 パーセント）の減でございます。

続きまして、歳出です。歳出につきましても、前年度と比較して増減額が大きい項目に絞ってご説明させていただきます。21 ページをお願いいたします。2 節. 給料、3 節. 職員手当等、4 節. 共済費につきましては、職員 5 名分にかかる給与等となっております。7 節. 賃金 165 万 8,000 円は、排水設備の実態調査や下水道接続及び推進を図るために 1 名の 12 カ月分を計上しております。

21 ページから 22 ページです。13 節. 委託料 7,477 万 3,000 円は、主なものとして未普及解消下水道事業（汚水）及び浸水対策事業（雨水）に伴う磁気探査委託料及び汚水管工事設計委託料、下水道使用料徴収委託料、新たな公営企業会計移行支援業務委託料を計上しております。15 節. 工事請負費 3 億 142 万円は、津嘉山北土地区画整理区域と与那覇、宮平地区の汚水管布設工事、喜屋武・本部・照屋地区向けの汚水幹線工事を予定しております。また、雨水管布設工事として前年度に引き続き津嘉山北土地区画整理区域の整備と照屋、新川地区の整備を進めてまいります。19 節. 負担金、補助及び交付金 1 億 3,130 万 4,000 円につきましては、前年度より 1,087 万 9,000 円（9 パーセント）の増であります。増の理由としまして、流域下水道建設負担金 336 万 7,000 円（24 パーセント）と流域下水道維持管理負担金の 751 万 2,000 円（7.3 パーセント）による増となっております。22 節. 補償、補てん及び賠償金 2,603 万円につきましては、前年度より 2,002 万円（333.1 パーセント）の増で、新川地区の雨水整備に伴う物件移転補償によるものが主な理由で、その他に工事に支障となる水道管や電柱の移設費用となっております。

24 ページをお願いいたします。24 ページは公債費で、1 目 23 節. 償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業分と流域下水道事業分に対する事業費対応分として借り入れしました地方債の元金に対する償還です。2 目 23 節は、借り入れした元金に対するそれぞれの利子償還分と平成 28 年度事業の予算を執行するにあたり資金運用のための一時借入金に係る利子分の計上となっております。

34 ページでございます。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますのでお目とおしをお願いいたします。以上で平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算書に係る概要説明でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 説明のありました予算書 22 ページで移転補償費ですが、新川地

区の雨水対策で物件補償があるといいますが、その場所は、どのへんになりますか。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 お答えします。新川地区は、平成 27 年にそば屋の「ちら一少」ですか、そこの下流側から工事を発注しまして、平成 28 年で予定している所の上流側に物件がございまして、そこの工事に伴う支障物件の移転ということでございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 4 ページの公営企業会計移行云々とありますが、それについて教えてください。どこからどこへ移行するのか、どういった内容なのか、それから 3,000 万円も予算計上されているのですからそれをやることによってどういったメリットがあって今後どのような流れになるのか。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 議員のご質問にお答えします。現在、下水道会計は官庁会計と言われていまして、本来独立採算性を持つのが企業会計でございますけれども、それは現在の一般会計から繰り入れしているようなこの体系は変わらないのですが、基本的には独立採算で歳入と歳出のバランスを取る。今、使用料ということがございますがそれをもって企業会計をするというようなものが基本的な公営企業会計の内容でございます。

これをするによってのメリットと言いますか、現在整備された下水道管も昭和 61 年ぐらいから污水管は整備されておまして、はや 30 数年になりますが、財産台帳を整備して、今後、その下水道環境を再構築するといった際の計画が見えるのかなというようなことを企業会計のなかで作っていくということでございます。それと併せて使用料の見える化。下水道使用料も現在、算定しておりますけれども、企業会計に移行することによって、将来的にはこの下水道使用料も透明化を図っていくというようなことも目的となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 これは平成 29 年から平成 31 年までの整備ですから平成 32 年からのスタートというわけですね。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 これにつきましては、前段に総務大臣から平成 27 年 1 月に公営企業会計に向けた適用ということで要請が発せられております。特に公共下水道事業につきましては公営企業会計の適用を下さい、平成 31 年までに移行下さいということがございまして、計画としては平成 32 年 4 月 1 日から本町での適用を予定しております。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 6. 議案第 20 号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 6. 議案第 20 号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 20 号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算 平成 28 年度南風原町の土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 1,243 万 1,000 円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。(地方債) 第 2 条 地方自治法第 230 第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。(一時借入金) 第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7 億円と定める。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 20 号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算の概要についてご説明いたします。

2 ページから 3 ページにかけての第 1 表歳入歳出予算について、平成 27 年度の予算総額は 15 億 1,243 万 1,000 円で、前年度に比べ 1 億 5,561 万 1,000 円 (11.5 パーセント) の増で、保留地処分金の増が主な理由となっております。

4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債については、津嘉山北土地区画整理事業に

係る沖縄振興公共投資交付金（通常費）1,710 万円、沖縄振興公共投資交付金（地活金）3,740 万円、沖縄振興公共投資交付金（関連）1,350 万円で、合計限度額が 6,800 万円となり、前年度に比べ 790 万円（10.4 パーセント）の減となっております。

次に、歳入でございます。歳入においては、8 ページからとなります。説明に先立ち、前年度と比較しまして増減の少ない項目につきましては、説明を割愛させていただきます。8 ページをお願いいたします。保留地処分金については、11 画地（4,166 平米）の処分予定で 4 億 2,100 万円を計上しております。

次に 9 ページでございます。土木費県支出金については、76 条事務取扱交付金としまして平成 26 年度実績の 26 件、18 万 2,000 円を計上しており、前年度より 10 万 5,000 円（36.6 パーセント）の減となっております。

10 ページでございます。土木費県補助金については、沖縄振興公共投資交付金 5 億 2,262 万 1,000 円を計上しており、前年度より 7,282 万 1,000 円（16.2 パーセント）の増となっております。

11 ページでございます。公共施設管理者負担金については、平成 27 年度で公園事業の負担金が完了し、本年度は国道 507 号バイパス事業からの 2,440 万円の計上でございます。前年度と比較しまして 1 億 8,168 万 9,000 円（88.2 パーセント）の減となっております。

12 ページでございます。繰入金 4 億 6,942 万 8,000 円で、前年度と比較して 1 億 5,186 万 2,000 円（47.8 パーセント）の増で土地区画整理事業基金繰入金 1 億 4,000 万円の増が主な理由となっております。

次に、歳出でございます。歳出についても主な予算についてご説明いたします。20 ページから 21 ページでございます。1 目. 事業費については、1 節. 報酬は物件補償嘱託員 1 名と補償交渉嘱託員 1 名、確定測量嘱託員 1 名と保留地処分の促進を図るため新たに保留地処分嘱託員 1 名の嘱託員報酬を計上しております。12 節. 役務費は、229 万 4,000 円で前年度と比較して 165 万 2,000 円（257.3 パーセント）の増で、保留地処分に伴う不動産鑑定手数料の増が主な理由となっております。13 節. 委託料は 4,943 万 8,000 円で前年度と比較して 3,147 万円（38.9 パーセント）の減でございます。主な業務として物件調査委託 3 件と造成工事や道路築造工事を実施するための設計等委託業務 1 件、実施計画作成業務 1 件や工事に伴う磁気探査支援業務 1 件を予定しております。また、前年度と同じく画地を確定し保留地処分の推進を図り事業費の財源を確保する取組として、出来形確定業務を計上しております。15 節. 工事請負費は 2 億 747 万 2,000 円で前年度と比較して 8,567 万 7,000 円（29.2 パーセント）の減でございます。主に、道路築造工事 3 件と造成工事 2 件を予定しております。22 節. 補償、補てん及び賠償金は 4 億 4,137 万 5,000 円で前年度と比較して 1,179 万 4,000 円（2.7 パーセント）の増で、物件補償 6 件を予定しております。増の主な理由としまして、旧津嘉山ハイソ内の仮住居の追加補償件数が増えたことによるものであります。2 目. 土地区画整理事業基金整備事業費の 15 節. 工事請負費 1 億 4,000 万円につきましては、津嘉山公園の残土処理を予定しております。

22 ページをお願いいたします。基金積立金は、4 億 2,100 万 1,000 円で前年度と比較して 1 億 2,061 万 1,000 円の増となり、保留地 11 画地（4,166 平米）の処分金を基金へ積み立てる予定であります。

23 ページをお願いいたします。23 ページは公債費で、1 目 23 節. 償還金、利子及び割引料は、土地区画整理事業分に対する事業費対応分として借り入れしました地方債の元金に対する償還です。2 目 23 節は、借り入れしました元金に対するそれぞれの利子償還分と平成 28 年度事業の予算を執行するにあたり資金運用のための一時借入金に係る利子分の計上となっております。

32 ページでございます。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますのでお目とおしをお願いしたいと思います。以上で、平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 1 つだけ教えてください。保留地の処分はというふうに処分するのか。入札にするのか、あるいは鑑定評価で交渉していくのか。どういう方法で処分するつもりですか。私がちょっと気になるのは、保留地がある所が一般の人でも買える土地だったら入札をやるかも知れませんが、保留地の付いている所はおそらく一般の人では買い難いのではないのでしょうか。地形が長方形になったり長くなったりと幅があつて、その土地だけを使おうとなるとなかなか難しいところがあつたのではないかと記憶していますが、いずれにしても保留地の処分はというふうにやるのか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。保留地処分の方法につきましては、基本的には入札となりまして、ただ、その条件等については現在精査をしているところでございます。と申しますのは、通常一般的に公募をかけて入札に付するのか、それとも部分的に例えば地域を優先したものにするのかを踏まえまして現在精査をしているところでございます。処分の方法につきましては、入札の方針に変更はございません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 財源を求めるにはやはり入札に付したほうが高く売れるわけでしょう。その期待が大きいわけですね。そういった面でぜひ公募による入札。いずれにして

も入札の方法が財源を確保するにそれが有利だと思っています。土地区画整理事業には非常に多額の金を使いますので、しっかりした財源を求める方法も考えなければいけないので、そういった面での配慮をお願いしたい。以上で終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 20 ページから 21 ページで、津嘉山公園の残土処理が予定されているのですけれども、1 億 4,000 万円の予算が計上されています。トラック台数、それからどの道を通って処理されるのか。一年間のなかでどの時期なのか。それから、その近くは県営第二団地の工事が入っていると思いますので、そのへんとの兼ね合いはどうなのか。そういうことは考慮して予定されていると思いますけれどもお聞かせください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前 11 時 11 分)

再開 (午前 11 時 11 分)

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。津嘉山公園の残土処理についてボリュームとしては約 15 万立米、台数にしますと 1 万 8,000 台となります。この残土処分地につきましては、今現在進めております空港の埋め立てへ持って行く予定となっております。この残土運搬の経路につきましては、基本的に工事の落札をしました業者が状況を鑑みてそのルートを決めて私どもの承認を取ることとなっておりますので、今は申し上げ難い状況でございます。時期につきましては今現在は、国道の工事が行われました残土を優先的に受け入れしてございまして、市町村につきましては今年の 6 月以降だと伺っております。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 20 号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 7. 議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算 平成 28 年度南風原町の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,105 万 9,000 円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。(一時借入金) 第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000 万円と定める。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明いたします。2 ページから 3 ページにかけての第 1 表歳入歳出予算について。平成 28 年度の予算総額は 2,105 万 9,000 円で前年度に比べて 84 万 8,000 円 (3.9 パーセント) 減となります。

続きまして、歳入でございます。歳入については、7 ページからとなります。説明に先立ち、前年度と比較して増減の少ない項目につきましては、説明を割愛させていただきます。

9 ページをお願いいたします。農業集落排水使用料 410 万 2,000 円は、現年度分 21 万 8,000 円 (5.6 パーセント) の増を見込んでおります。

続きまして、12 ページでございます。繰入金 1,684 万 9,000 円で、前年度より 103 万 3,000 円 (5.8 パーセント) の減となっております。

15 ページでございます。雑入の 9 万 9,000 円は、前年度より 3 万 3,000 円 (25 パーセント) の減で、前年度の太陽光発電の売電料実績見込みで計上しております。

続きまして、歳出でございます。歳出も同様、前年度と比較して増減額が大きい項目に絞ってご説明させていただきます。18 ページでございます。11 節. 需用費の光熱水費については、前年度実績見込みにより 300 万円の計上で、前年度より 26 万 5,000 円 (8.1 パーセント) の減となります。13 節. 委託料については、処理場維持管理委託料他 514 万円の計上でございます。15 節. 工事請負費 640 万円につきましては、汚水処理施設改修と管路工事等となっております。

19 ページをお願いいたします。公債費は、1 目の元金については事業費対応分として借り入れした地方債の元金に対する償還であります。2 目の利子については、借り入れに係る利子償還分であります。

21 ページ。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますのでお目とおしをお願いいたします。以上で、平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算書に係る概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 8. 決議第 1 号 議員派遣の件

○議長 宮城清政君 日程第 8. 決議第 1 号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 (午前 11 時 19 分)

地方自治法第 123 条の第 2 項の規定により署名する。

南風原町議会議長 宮城清政

署名議員 (議席番号 9 番) 赤嶺雅和

署名議員 (議席番号 11 番) 宮城寛諄